

医事関係訴訟委員会におけるアンケートの結果について【鑑定人 編】

(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

平成18年1月から平成20年3月末日までに提出された45通を対象とする。

(各意見等の後の括弧書き中の数は、当該意見等を含めた同旨の意見等の数)

1 あなたが民事事件で鑑定人に選任されたのは、今回が初めてですか。

ア はい (16)

イ いいえ (27)

(以下、具体的な鑑定経験について。)

(ア) 2度目 (7) (イ) 3度目 (10) (ウ) 4度目 (2)

(エ) 5度目 (3) (オ) 多数 (5)

2 鑑定人に選任されるに当たり、裁判所から鑑定手続に関する説明資料の提供や口頭での説明がありましたか。

ア はい (35)

(以下、具体的な説明方法について。複数回答可)

(ア) 鑑定手続に関する説明資料の提供 (36)

(イ) 口頭での説明 (14)

イ いいえ (4)

(以下、説明の必要性について。)

(ア) 理解していたので、説明は不要であった (4)

(イ) 説明が必要であった (0)

3 裁判所からの鑑定手続の説明について、御意見、御要望があれば、御記入ください。

- ・不明な点は担当の裁判所書記官へ電話で問い合わせ、適切な指示が得られた。
- ・説明資料で十分理解できた。(5)
- ・大変詳しく丁寧な説明を受けた。
- ・今回は資料の送付とメールでの説明があり、これでよいと思う。
- ・今回の鑑定ときは、鑑定人CD-ROMをいただいた。以前は簡単な例文(様式)のプリントのみだったが、CD-ROMの方は、初めての方には分かりやすいと思う。
- ・鑑定人CD-ROMも役に立った。
- ・鑑定人CD-ROMがあったので分かりやすかった。ネットの時代なので、セキュリティーに気をつけながらパスワードなどを使ってすべてできる方向で教えていただくとありがたい。
- ・今回鑑定にかかわる内容についてFAXでやり取り出来て、円滑に鑑定が進められたが、セキュリティー上の問題はなかったか。
- ・各鑑定につき特に注意すべき点を提示していただきたい。参考となる過去の事例があればありがたい。
- ・説明が概略のみであったので、もう少し詳細で、鑑定自体が可能であるかを判断出来る程度の情報が欲しい。

- ・もっと具体的になればと思う。
- ・今回わざわざ判事の方と事務官の方に来ていただいた。問題は、説明をいただき、1年程又はそれ以上経てから、資料等をいただいたことである。裁判の進行上やむを得なかったと推察するが、当方としてはもう不要になったのかと思っていた。
- ・裁判所書記官によって、説明や手続過程に差がある。親切になされない場合がある。

4 鑑定作業を行うに当たり、鑑定事項について、お気付きの点があれば御記入ください。

- ・鑑定事項の内容が、時として医学的には無意味なことがある。
- ・鑑定事項について、不明確なこと、ピントがずれていることがある。この場合、鑑定人との間で調整が必要と思う。
- ・やや事項が多すぎ、重複などもある。核心をつく明快な事項に絞ってもらいたい。
- ・相手方の弁護士は、何が分かって、何が不明かを具体的に記載してほしい。
- ・争点の把握は適切でした。
- ・私が担当した件については鑑定事項は明確であった。
- ・証拠文書等のコピーをもっと鮮明なものにしてほしい。実に読みにくいコピーがある。
- ・鑑定事項の文章が多少理解しにくい部分があったこともあり、ご迷惑をおかけしたが、特に大きな問題はない。
- ・鑑定事項について十分な打合せができた。
- ・医療の現場と法律の現場では理解度に大きなギャップがあるのが分かった。
- ・確か10年以上前の訴訟の鑑定であったかと思うが、その時点でどうであったかの判断を行うことが重要となり判断が難しいことがある。やはり迅速な訴訟の解決を図るようお願いしたい。短い時間に事が進めば、一番新しい判断がその時点でできると思うので。
- ・医療は、工場で自動車を作るのと異なり、不確実性の原理の上で成り立っている。現在自分が行っていることが全てではないということをもっと認識する必要があるということをもっと痛感させられた。
- ・医師は誰でも得手不得手があることを承知していただきたい。
- ・資料が膨大で、文献検索も必要であり時間がかかった。
- ・鑑定事項はできるかぎり具体的であるとありがたい。すべて「です、ます」調で書いていただくと、こちらも人間であるから、気持ちよく鑑定することができる。
- ・今回は補充事項があり、鑑定書を2度提出したが、事前相談をして、鑑定事項に鑑定人の意思を入れるのもよし悪しと考えるので、今回のステップはそれで良かったものとする。

5 鑑定作業を行うに当たり、鑑定のための資料について、お気付きの点があれば御記入ください。

- ・送付された資料の他、当方より必要とする資料に関しては、すみやかに手配していただいた。
- ・資料は十分であった。(2)
- ・追加資料も迅速に手配いただいた。

- ・わかりやすく区分されていたと思う。
- ・以前の裁判における資料を十分に知ることができた。この資料は有用であったが、膨大なため時間がかかった。
- ・必要にして十分な量の資料をお送りいただいた。個人的に必要であったのは数点であった。
- ・鑑定事項について提出された資料の不備があった。
- ・資料が不足していることがある。
- ・今回、診療録等の資料が、請求してから原告の弁護士さんより送付されたが、鑑定を引き受けた時点で裁判所から届けていただいた方がよいと思う。
- ・すべての資料が送られていない場合があり、鑑定の途中で要望すると到着が遅れる（写真類や診療録など）。今回もいくつか要望した。すべて鑑定には必要と認識してもらいたい。
- ・医師のカルテが整理されていないこと、医師のカルテの記載が連続していないため判定しにくいにもかかわらず、その根拠を示すことを要求されており問題がある、医師のカルテの頁がバラバラとなっていて経時的に経過を理解することが困難で時間がかかった。鑑定人に依頼する前に経時的にまとめるべきである。
- ・できれば時系列順に番号を付してもらえると作業時間が短くなる。
- ・英文論文が敬遠されがちなのはよくない傾向。日本語の文献だけでは内容に信頼がおけないものも多い。
- ・資料が膨大で、文献検索も必要であり時間がかかった。
- ・看護記録が最重要。何気ない正確な状況記載に手がかりがあった。
- ・救命救急センターにおける症例であったので、短期間のカルテ等の資料であり、比較的短期間に鑑定できた。
- ・送付された資料を時系列に添って点検し、不足する所見は直接本人を検診し確認出来たため、十分な検討ができた。
- ・資料整理の中で争点整理表と診療経過一覧表は役に立った。

6 鑑定書（補充鑑定書を含む）を実際に作成するに当たって、何かお気づきの点がありましたか。

鑑定書の提出期限は鑑定人と相談の上で決めてもらいたい。（ 13 ）

その他 （ 12 ） 【具体的回答は次のとおり】

- ・鑑定書の提出期限は指定された日で十分余裕があった。鑑定書作成には十分な時間があった。
- ・今回は十分に時間をいただいた。
- ・日常業務は極めて忙しいのだが、期間的に充分いただいたので問題はなかった。
- ・提出期限は、当方より決めさせていただいた。
- ・提出時期は相談の上で決まったが、実際の提出は約2週間遅れてしまった。
- ・提出期限を大幅に遅れてしまった。申し訳ございませんでした。

・適正な鑑定のために多種多様の文献を検索することは厭わないが、その後の文献コピー作業、あるいは他大学図書館への文献依頼手続やそれにかかる費用についての手配を考えていただければと思う。鑑定資料収集の雑務を軽減させるために、民間の文献会社に依頼して、鑑定料とは別に費用を支払っていただくという方法は可能か。

- ・一定の書式、フォーマットがあれば便利であると思う。
- ・書式をフロッピーで提供されたのはありがたかった。
- ・言葉使いに細心の注意が必要であり、判例などがあれば参考になる。
- ・年度をまたいだため担当者が変わってしまった。交代の際は早期に連絡がほしい。

7 鑑定書の内容について、法廷等で裁判官や代理人弁護士等を交えて、あなたに対して質問をする手続（いわゆる鑑定人尋問）が行われましたか。

ア はい（ 5 ） イ いいえ（ 40 ）

8 7に関し、何かお気づきの点がありましたら御記入ください。

- ・直接説明した方がわかりやすいと考えている。
- ・自分の鑑定には自信があり、今回の鑑定では十分表現できない部分もあった。分かりやすく直接説明したい希望もあった。
- ・どのようなことが現時点で問題となっているのかわからなかったため、多少不安があった。
- ・大学の教授をして、研究、教育、診療という3つの仕事をしている者に裁判所に出向く時間はない。絶対に裁判所に呼び出すことはしないでいただきたい。
- ・鑑定人質問は鑑定書、補充鑑定書ではどうしても不十分な医学的内容に関するものに限定していただきたい。
- ・必要と思われることもあるが、多忙なため呼び出しに応じられないこともある。
- ・過去に出廷して不快な思いをしたことがあり、必要な質問事項は文書ないし最寄り（地元）の裁判所でテレビ電話などで行ったことがある。
- ・テレビ会議システムを通じて実施され大変便利であったが、そのシステムはとても古いもので、新しいシステムに変更されたらと考えている。

9 今回、鑑定人を引き受けた事件について、鑑定を実施した裁判所から事件終了の通知がありましたか。

ア はい（ 38 ）

（以下、具体的な通知の方法について。複数回答可）

- | | |
|--------------------------|--------|
| （ア） 書面で通知があった。 | （ 31 ） |
| （イ） 判決又は和解調書の写しが送付されてきた。 | （ 12 ） |
| （ウ） 口頭（電話など）で通知があった。 | （ 1 ） |
| 方法不明 | （ 2 ） |

イ いいえ（ 7 ）

10 以上のほか、医事関係訴訟委員会に対する御意見、御要望や、鑑定に関してのお気づきの点があれば、御記入ください。

(1) 今回の鑑定について

・カルテなどの資料で不十分と思われる点や疑問点を整理した上で、本人を直接検診できたのが役立った。

・今回の係の方は丁寧な対応であった。

・医療関係の事故は一部を除き、灰色のところが多いと考える。この点出来るだけ医学的事象については、平易に記すことを心懸けることが大切。いくつか鑑定をさせていただいたが、裁判官がどれだけ熱心に誠意をもって事件に対処するかの姿勢が大切だと思う。このような姿勢があれば、当方としてもいくらでも協力し誠意ある鑑定をしたいと思う。その意味からすれば、今回は良き裁判官にめぐり会ったと感じている。

・診断が難しいケースであった。鑑定が2転3転するのも仕方ないという感想を持った。

(2) 鑑定手続一般について

○鑑定終了後の通知について

・裁判で鑑定が有用であったのか、採用されなかったのか、結果について知りたいという気持ちはある。

・鑑定人として裁判の推移を気にしていた。自分から裁判所に何回か連絡した。最後に電話したとき、既に和解が成立した旨聞いた次第で、呆然とした。

・実は裁判所から事件終了の通知がなかったことが、今回の鑑定で最も残念だった点であった。このアンケートが最高裁判所から届いてはじめて、私の鑑定で和解が成立したことを知った次第である。多くの鑑定資料を持ったままにしていて、しかも裁判の結果がどうなったのだろうかとずっと気にしながらすごしていたので、できれば担当の方から何らかの形で結果を教えていただきたかった気がする。やはりそのような点からもメールでのやりとりができるよう考えていただければ幸いである。メールで「どうになりましたか」ときくだけなら、1分もかからず遠慮なく聞けるので。詳しい内容について、メールでやりとりするのはセキュリティーの面で問題ありということは十分承知している。

・事件終了の通知は、単に「和解した」という事実のみが報告されただけであった。せっかく時間をかけたのだから、今後の参考として、和解調書や経過を知らせるべきだと思う。

・事件終了の通知がメールで来たが、鑑定後の経過については、文書で詳しく説明してほしい。

・判決又は和解調書の写しは、参考になるので欲しいところである。

・前回鑑定を行った時は、事後の連絡は全くなく、鑑定書がどのように役立ったのか全く不明であり、不愉快であったが、今回は丁寧な説明があり、鑑定が役立ってよかったと思っている。医事紛争が増加すれば、医療サイドはリスクを冒して患者を助けるような意欲が減少し、国民医療が崩壊する危険性を感じる。

○鑑定に関する裁判所の事務について

・裁判所に返却すべき資料か否かについて、送付の際明記されては如何か。

・X線写真、カルテ、検査結果などは、時系列順に並べて、長いヒモ等で順番が変わらないようにしていただくと作業が楽になる。

○鑑定の方法、制度について

・同様の訴訟があれば、その判例を教えてほしい。その判例に従うということではなく単なる参考資料としたいので。

・複数鑑定制（大学連絡会議を受け皿とする）は、鑑定人選任に効果的なように思う。

・1人の鑑定だと、鑑定人によってかなり差が出る可能性がある。3名の複数鑑定が望ましいと思う。

・医事関係訴訟委員会は、患者、医療側、裁判所のいずれにも有用な委員会であると思うので鋭意協力させていただくが、理想的には裁判になる前に中立的審査委員会のような機構が国の制度としてあればと願っている。また、鑑定書に対する原告、被告側の意見を伺うことは可能か。

・医療に関する鑑定は、同じ医療事故でも、時代（医療の進歩は日進月歩）、現場（起こった場所、例えば大学病院、都市部の診療所、僻地の診療所）で背景が異なり、責任の程度も異なる。原告の問題としている点が何か非常に不確定要素が多いので非常に難しいと思われる。

○その他

・原告、被告両者の代理人には、事件に関する医学的知識を、文献のみならず、専門の医師からも可及的に得るように努力していただきたい。本質的議論が中心になるべきと考える。

・多くの裁判が、当事者が本来争うべき点からずれたところで行われている。

・鑑定作業は膨大な資料を適切に吟味し、文献などを収集し、公平でかつ理解しやすい鑑定結果を作成しなければならず、その責任も重く、大変な作業であることを理解してもらいたい。一部の書記官の方などの提出期限の遅れを指摘される際に、鑑定人に対する横柄な態度に閉口することがあった。そのようなことがあるともう二度と鑑定人を引き受けたくなくなる。

・今後も協力したいと思う。

・完全無欠な医療人はいない。いればそれは「神様」だと思う。失敗は失敗だけどそれが許される環境でなければ医療は続けられない。医者も非は非と認める度量が必要。しかし患者の権利意識の突出にはやや困惑気味である。

・我が国の医療がかかえる最も重要かつ深刻な問題が訴訟に関する問題であり、学会と裁判所が協力してリーダーシップを発揮する必要がある。適切な対応の時期を失すると我が国の医療はメルトダウンすると心より心配している。

・民事事件では特にない。最近医師法21条がらみの問題や、それ以外の医事事故で刑事事件として業務上過失傷害の疑いで送検される例が増えている。これら刑事事件に対し中立的立場での鑑定や検証を行うシステムの構築を希望する。